

高松市開発公園等の無償譲受に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発行為により設置された公園及び広場を高松市（以下「市」という。）が管理する公共施設として、無償譲受をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第11号に規定する特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

(2) 開発公園等 開発行為により開発区域内に設置された公園又は広場をいう。

(審査基準)

第3条 市に無償で譲渡する開発公園等（以下「譲渡公園」という。）の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 除草、しゅんせつ、施設補修等を行い良好な状態で機能していること。

(2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

(3) 開発公園等を市に無償で譲渡することについて、土地所有者、隣接土地所有者、その他利害関係人から承諾を得ていること。

(4) 譲渡公園内にゴミ集積所等の公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けていないこと。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第7条第1項に該当するときは、この限りでない。

(5) 柵、車止め、ベンチ等の公園施設が良好な状態であること。

(6) 休養施設のベンチ（固定式）を2基以上設置していること。

(構造基準)

第4条 譲渡公園の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 出入口に接する道路が道路法（昭和27年法律第180号）による道路又は国、県、市が管理する道路であること。

- (2) 利用者の安全を確保するため、譲渡公園の周囲には柵等が設置されていること。また、当該柵等が道路や鉄道等に接するときは、連続性のある構造とすること。
- (3) 隣接する土地との境界がコンクリート等の構造物で確定していること。
- (4) 遊具を設置している場合は、国土交通省から示された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国都公景第70号平成26年7月11日）に基づくものであること。
- (5) 出入口の有効幅員は、3メートル以上で、管理用車両の出入りが可能な構造であること。また、出入口には可動式の車止めを設置していること。
- (6) 譲渡公園の広場は、滞水しない排水勾配となっていること。
- (7) その他市長が譲渡公園の維持管理及び利用者の安全を確保することを目的に指示する措置を講ずること。

（手続等）

第5条 開発公園等を市への無償で譲渡しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめその概要を記載した書面を市長に提出し、事前に協議を行うものとする。

- 2 申請者は、前項の協議が完了した後、無償譲渡申請書（様式第1号）を、登記承諾書兼登記原因証明情報（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（承諾及び登記）

第6条 市は、譲渡公園の無償譲受を承諾したときは、無償譲受承諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市へ無償譲渡する土地の所有権移転登記は、譲渡公園の無償譲受を承諾した後、市が速やかに行うものとする。

（担保責任）

第7条 譲渡公園の担保責任の期間は、第6条第1項の規定による通知をした日から2年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10年とする。

（第三者に対する責任）

第8条 開発公園等の無償譲受に起因して生じた第三者との紛争は、全て申請

者の責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

無 償 譲 渡 申 請 書

次のとおり、開発公園等を無償譲渡したいので、高松市開発公園等の無償譲受に関する事務処理要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

1 譲渡財産（土地）の内訳

所 在	地 番	地 目	地積(m ²)	備 考

2 譲渡財産（公園施設）の内訳

所 在	地 番	公園施設名	数 量	備 考

3 添付書類

- (1) 印鑑証明書及び登記承諾書兼登記原因証明情報（様式第 2 号）
- (2) 登記簿謄本（登記事項証明書）
- (3) 1 4 条地図の写し（公図の写し）
- (4) 位置図
- (5) 開発公園等の維持管理に関する覚書（様式第 4 号）
- (6) 参考書類（写真等）

令和 年 月 日

（宛先）高松市長

〒

住 所

氏 名

印

登記承諾書兼登記原因証明情報

私所有の下記表示の土地は、公園用地として、令和 年 月 日
高松市へ寄付し、所有権が同日、私から高松市に移転した。

そこで、下記表示の土地について、令和 年 月 日付けで寄付
による所有権移転登記を高松市において行うことを承諾する。

不動産の表示

土地の所在	地番	地目	地積（㎡）	備考

様

高松市長

無 償 譲 受 承 諾 通 知 書

年 月 日付で、申請のありました開発公園等については、
審査の結果、次のとおり無償譲受を承諾しましたので、高松市開発公園等の無
償譲受に関する事務処理要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

1 譲受財産（土地）の内訳

所 在	地 番	地 目	地積 (m ²)	備 考

2 譲受財産（公園施設）の内訳

所 在	地 番	公園施設名	数 量	備 考

3 特記事項

- (1) 担保責任の期間は、第 6 条第 1 項の規定による通知をした日から 2 年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10 年とする。
- (2) 開発公園等の無償譲受に起因して生じた第三者との紛争は、すべて申請者の責任と負担において解決するものとする。

様式第 4 号

開発公園等の維持管理に関する覚書

開発行為により設置された開発公園等の維持管理を目的として、開発公園等の無償譲受後の所有者である高松市（以下「市」という。）は、地域住民等の代表者（以下「地元管理者」という。）との間において、次の条項により覚書を交換した。

（開発公園等の名称）

第 1 条 この開発公園等は「」と称する。

（開発公園等の所在地及び地籍等）

第 2 条 この開発公園等の所在地及び地籍等については、次のとおりとする。

所在地：高松市 町 番地

地籍等：地目 公園 面積 m²

（開発公園等の維持管理）

第 3 条 開発公園等の維持管理については、次のとおりとする。

- （1） 開発公園等の日常的な管理（清掃、除草、樹木灌水等）は地元管理者が行い、その運営に万全を期すものとする。
- （2） 開発公園等に設置されている施設（公園施設）については、地元管理者が日常的に点検を行い、損傷等を発見した場合には、速やかに市に連絡をし、市の責任において修繕するものとする。なお、開発公園等内に遊具がある場合、市において、年に一度、遊具の安全点検を専門業者に委託し、実施するものとする。
- （3） 開発公園等の利用に際して、他人に迷惑を及ぼす行為など、利用上の問題が生じた場合には、地元管理者において対応し、処理するものとする。ただし、悪質な行為と思料される事案等については、市の担当者と協議をし、警察への通報も含めて対応する。

（地元管理者の代表の変更）

第 4 条 地元管理者の代表が変更になった場合は、開発公園等管理者変更届書（様式第 5 号）を市に提出するものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の条項に疑義が生じたときは、市と地元管理者が協議して決定するものとする。

この覚書を証するため、市、地元管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

市

高松市

高松市長

印

地元管理者

住所

氏名

印

年 月 日

（宛先）高松市長

地元管理者

自治会

住所

代表者氏名

印

電話番号

開発公園等管理者変更届書

このことについて、次のとおり変更したので、開発公園等の維持管理に関する覚書第4条の規定に基づき届けます。

1 公園名

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項 （ 地元管理者の名称 ・ 代表者 ）

4 変更内容

（※開発公園等管理者の代表者変更の場合は、氏名の記入とともに押印すること。）

変更前

印

変更後

印